

後を絶たない詐欺的なトラブル！ だまされないで！
「おかしい」と思ったら「すぐ相談」
西之表市消費生活センター 22-1111



消費生活
みみより情報

No. 26
 平成25年11月
 発行／市消費生活センター
 編集／市役所市民生活課
 広報市民相談室
 電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

見守り新鮮情報 第176号 (抜粋) 平成25年11月1日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

「告発する」と脅されて300万円支払ってしまった！

亡くなった夫宛てに、NPO法人を名乗る団体から「告発通知」という文書が届いた。驚いて差出人に電話をかけると、「あなたの夫がポルノビデオを買ったので告発される。今なら告発を取り下げることができるので、お金を払うように」と言われた。心当たりはないが故人の名を汚したくないと思い、5回にわたって合計約300万円を郵送したが、その後も、「まだ足りない。あと150万円支払え」などと電話がある。どうしたらよいか。(60歳代 女性)

=====
 <ひとこと助言>
 ☆NPO法人を名乗る団体や弁護士などから「違法なわいせつビデオ・DVDの購入者を告発する。取り下げてほしい場合は連絡すること」などと書かれた文書が届いたという相談が依然として寄せられています。
 ☆「違法」「告発」などと不安をあおって電話をさせ、取り下げ料などの料金を請求する架空請求の手口です。
 ☆本人だけでなく、事例のようにすでに死亡している配偶者や同居していない息子の宛名で送付され、確認が取れず一層不安に駆られる場合もありますが、心当たりが「ある」「ない」にかかわらず、絶対に連絡してはいけません。
 ☆連絡してしまい、金銭を要求されても、決して支払わないようにしましょう。

見守り新鮮情報 第177号 (抜粋) 平成25年11月8日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

「東京オリンピック」を悪用した詐欺的トラブルに注意！

<事例1>
 知らない業者から電話で、「オリンピック関連企業への投資のパフレットが全国500名限定で送付されるので、届いたら権利を譲ってほしい」と言われた。パフレット到着後に電話をくれたら、東京オリンピックの入場券をプレゼントするという。不審である。(60歳代 男性)

<事例2>
 以前、ある会社の未公開株を30万円で購入していたが、先日、証券会社の担当を名乗る者から「オリンピック開催が決定して10倍の300万円になったので売らないか」と電話があり、売ることにした。「売却代金を送金する保険料」として30万円振り込んだが、その後も手数料等の名目で何度も請求を受けお金が無くなり、友人に借りに行ったところ、詐欺だと言われた。(70歳代 男性)

=====
 <ひとこと助言>
 ☆2020年の開催決定に伴い、東京オリンピックに関連した詐欺的トラブルの相談が寄せられています。
 ☆悪質業者は、話題となっている出来事を悪用して近づいてきます。今後東京オリンピックに関連したトラブルはさらに増えてくると考えられますので、十分注意することが大切です。
 ☆いったんお金を払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。うまい話を持ち掛けられても安易に信用しないようにしましょう。

**裁判所からの支払督促がとどいたら
 放置しないで消費生活センターにご連絡ください**

健康食品の送り付けに関する相談が増加しています。頼んだ覚えのない商品が届いたら、たとえ「無料」と言われても、**受け取らない！支払わない！すぐ相談！**が基本ですが、最近では、この業者が鹿児島簡易裁判所に支払督促の申立をなし、商品を受け取った消費者に対して裁判所から支払督促の書類が送付される事例が発生しています。契約が正式に成立しているとは思えませんが、裁判所から支払督促が届いたら、期限内に督促異議の申し立てを行う必要があります。裁判所からの通知が届いたら、放置せず、まず西之表市消費生活センターにご連絡ください。

平成25年度無料法律相談会の日程について

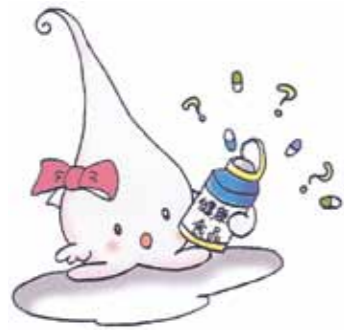
月日	場所	問い合わせ先	電話番号
11月21日(木)	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
11月28日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111
12月17日(火)	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
1月21日(火)	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
1月23日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111
2月18日(火)	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
3月27日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111

※日程は変更になる場合があります。
 相談を希望される場合は、早めの予約をお願いします。

借金問題でお悩みの方へ

♥解決方法は必ずあります。まず、ご相談ください。
 ♥命より大切なものではありません。一人で苦しまないで、一緒に解決方法を見つけましょう。
解決の第一歩として、無料法律相談会をご活用ください。

健康食品ってどんなもの？！



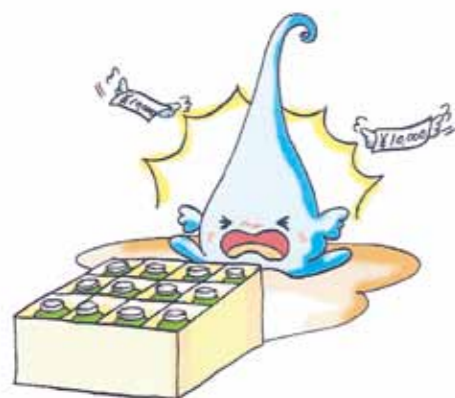
- 健康食品は一般の食品とは摂取の目的が異なることを理解しましょう。
- 健康食品は食生活における補助的なものです。
- 健康食品は病気や体の不調を治す薬ではありません。

健康食品を利用する際に注意すること

- 病気治療中の方は服用しているお薬との飲み合わせに気をつけましょう。
- 複数の商品を利用している方は、含まれる成分の過剰な摂取に気をつけましょう。
- 信頼できる商品を選びましょう。
- 利用期間や量などの記録をとりましょう。
- 体調に異常を感じたら、使用を中止し、医師・薬剤師に相談しましょう。



トラブルにまきこまれない為に！




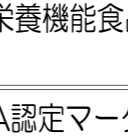

- 高額な健康食品を購入するときには十分に注意しましょう。
- まとめ買いはやめ、購入は必要最低限量にとどめましょう。
- 個人輸入やインターネット販売を利用する際には製品や販売元を十分に確認しましょう。

あなたの使っている健康食品は？

食品が持つ効果や機能を科学的な根拠なしに表示することや、医薬品と誤認されるような表示は、一般的に法律により禁止されています。



健康食品に関する制度とその表示
(平成19年現在の資料を基に作成しています。)

※保健機能食品	 特定保健用食品	特別用途食品の一種。身体の生理機能などに影響を与える成分を含んでおり、厚生労働大臣の許可を受けて特定の機能や働きが期待できる旨を表示して販売される食品です。 例) 血圧が高めの方へ、コレステロールが気になる方へ
	 栄養機能食品	厚生労働省が定めた特定の成分(ビタミン12種、ミネラル5種)が規定の範囲内で含まれており、1日に必要な栄養成分を補給するために利用する食品です。
	 JHFA認定マーク	(財)日本健康・栄養食品協会が設定した健康補助食品の自主規格基準に合格し、協会から許可を受けた食品です。 ただし、協会会員でなければ審査は受けられません。
	上記の表示等がないもの	製品の特別な審査は受けていません。したがって、製品の機能や働きは保障されておらず、安全性についても慎重に判断する必要があります。

※保健機能食品・・・国が安全性や有効性などを考慮して設定した基準などを満たした健康食品で、成分が持つ機能や働きが表示されています。
例) 鉄は赤血球を作るのに必要な栄養素です。

注) 医薬品はさらに厳しい基準に合格し、厚生労働大臣の承認を受けています。

体調の異変など、健康食品に対して疑問や不安を感じたら



身近な薬剤師に 相談しましょう！